



# IT投資促進税制の 活用に向けて

総務省

# IT投資促進税制の創設

## 【国税(所得税、法人税)】

**効果** 企業のITネットワーク投資に対し、ハード・ソフトの両面から税制支援措置を行うことにより、企業の事業効率化、高付加価値化等を促進し、もって我が国企業全体の国際競争力強化、我が国経済社会の活性化に資する。

**対象** 青色申告書を提出する法人又は個人(事業を行う者に限る。)

### 対象設備等

電子計算機	デジタル複写機
ルーター・スイッチ	ファクシミリ
インターネット電話設備	ICカード利用設備
デジタル回線接続装置	ソフトウェア
デジタル放送受信設備	

### 税制特例

上記対象設備等の取得価額に対する税額控除10%又は特別償却50%の選択適用。(国内にある事業の用に供する場合に限る)

取得価額要件 (年間)

資本金	ハードウェア	ソフトウェア
3億円超	600万円以上	600万円以上
3億円以下	140万円以上	70万円以上

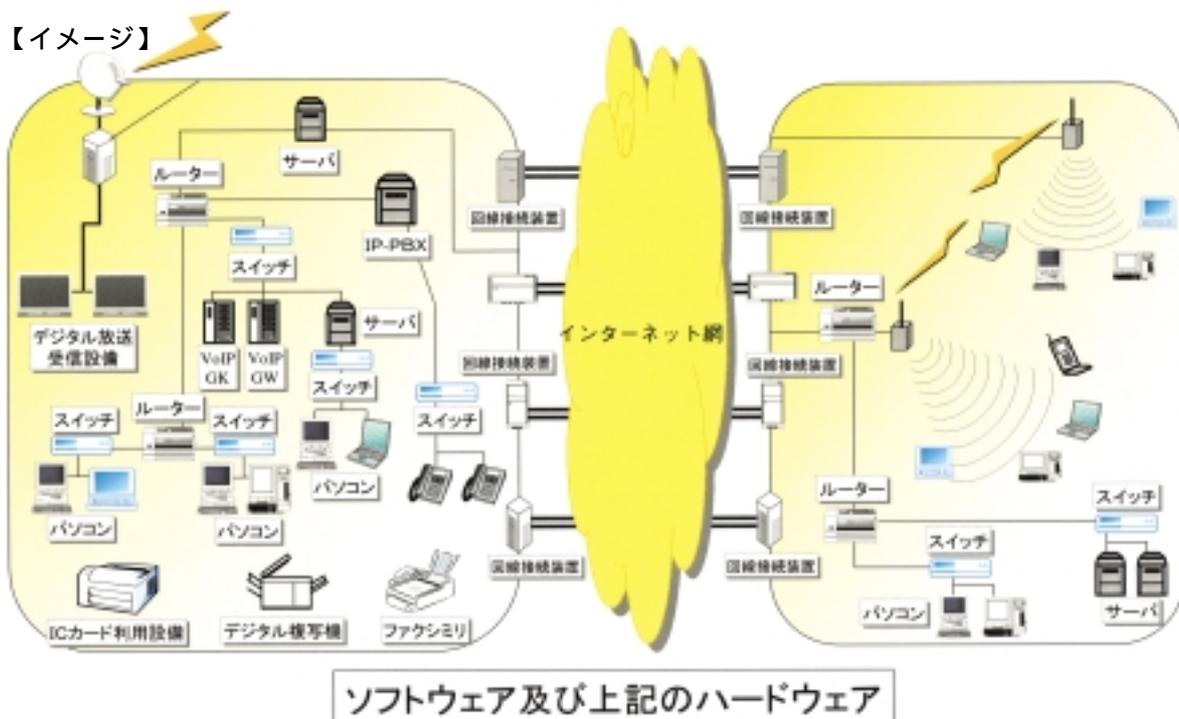
リース要件 資本金3億円以下の法人又は個人が対象  
リース期間については以下を満たすものであること 等

4年 リース期間 リース資産の耐用年数

この条件等を満たす場合において、ハードウェアはリース費用の総額が200万円以上、ソフトウェアの場合は同じく100万円以上について、各リース費用総額の60%相当額に対して10%の税額控除を適用。

**適用期間** 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの取得等(3年間)  
(平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用)

【イメージ】

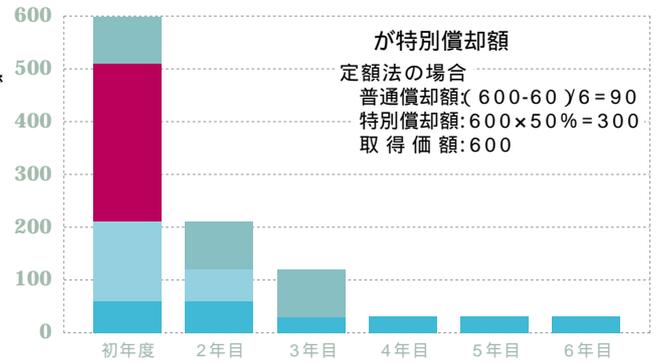


## 適用の例 (i)特別償却(定額法の場合)

初年度に通常の償却限度額を超えて償却でき、設備導入時の税負担を軽減するもの。

### (例)600万円の機器を取得した場合

取得価額	600万円
法定耐用年数	6年の場合
残存価額	10%
特別償却	50%
法人税率	30%の場合



## 減価償却額

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
普通償却の場合	90	90	90	90	90	90
特別償却の場合	390	90	90	0	0	0

1年目の減税効果:  $300(差額: 390 - 90) \times 30.0\%(法人税率) = 90$

法人税法では帳簿価額が取得価額の10%まで達した後も更に5%の償却が認められています。

## (ii)税額控除

初年度に通常の減価償却とは別に税額を控除でき、設備導入時の税負担を軽減するもの。

$$\text{納税額} = \text{法人税額(課税所得}^{\text{注1}} \times \text{法人税率)} - \text{税額控除}^{\text{注2}}$$

注1: 課税所得 = 収益 - 費用  
(益金) (損金)

注2: 税額控除額(取得価額  $\times 0.1$ ) が法人税額の2割を超えない範囲であること。

控除限度額を超過した分については、1年間の繰り越しを認める。

### (例)A企業における法人税額が1000万円の場合

$$\text{税額控除額(取得価額} \times 0.1) \text{ 法人税額(1000万)の2割(200万円)}$$

## IT投資促進税制対象機器一覧(例示)

### 細目

### 対象設備の具体的な例示

#### 電子計算機

##### 【主設備】

計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。)のうち、処理語長が32ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除く。)が256メガバイト(サーバー用のものにあつては、128メガバイト)以上の主記憶装置を有するもの

汎用コンピュータ(メインフレーム)、ミッドレンジコンピュータ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ、ファイアウォール専用機、コンピュータウイルス監視装置、負荷分散装置 等

##### 【同時設置附属設備】

入出力装置(入力用キーボード、デジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッター。)

入力用キーボード、デジタイザー(座標入力装置)、タブレット、光学式読取装置(イメージスキャナー、OCR)、音声入力装置、表示装置(ディスプレイ)、プリンター、プロッター

##### 補助記憶装置

磁気記憶装置(テープ、FD等)、ストレージ、光学記憶装置(CD-ROM、MO、DVD等) 等

伝送用装置(無線用のものを含む。)

LANボード、LANカード、無線LAN設備 等

変復調装置

各種モデム(ケーブルモデム、DSLモデム、電話回線用モデム 等)

電源装置

電源装置(無停電電源装置、非常用電源装置等を含む。)

#### ルーター・スイッチ

##### 【主設備】

インターネットを構成するルーター(通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。)又はスイッチ(通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有する専用の電気通信設備をいう。)のうち、毎秒45メガビット以上の伝送速度に対応するもの

ルーター、スイッチ

\* 機器が毎秒45メガビット以上の伝送速度に対応するインターフェイスを有すること

##### 【同時設置設備】

集線装置

ハブ

## インターネット電話設備

### 【主設備】

専ら音声信号の変換又は交換を行う電気通信設備のうちインターネットプロトコルに対応するためのもの及びこれらの制御を行う制御装置	音声信号の変換: VoIPゲートウェイ 音声信号の交換: IP - PBX 制御装置: VoIPゲートキーパー
--	---

### 【同時設置専用設備】

端末装置	IP電話端末
変復調装置	各種モデム( ケーブルモデム、DSLモデム、電話回線用モデム等)

## デジタル回線接続装置

光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置	光アクセス機器 ・ONU( Optical Network Unit ) ・MC( Media Converter ) ・SLT( Subscriber Line Terminal ) 等
デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置	スプリッタ 等
統合デジタル通信網に端末装置を接続する機能を有する加入者回線終端装置	DSU( Digital Service Unit )
統合デジタル通信網にアナログ端末を接続する機能を有する信号変換装置	TA( Terminal Adapter )

## デジタル放送受信設備

デジタル信号により送信される放送 1を受信しその信号を処理することが可能なもので、電気通信回線に接続し電気通信信号を発信する機能 2、瞬時的映像に併せてデータの処理を行う機能 3及び高精細な画像の処理を行う機能 4を有するもの	デジタル放送チューナー内蔵テレビ デジタル放送チューナー 又は 併せて購入するデジタル放送受信に必要なアンテナ・ブースター  1 デジタル放送( 地上、衛星、CATV ) 2 電話回線やLAN等と接続するインターフェイスを備えていること 3 データ放送の受信が可能なこと 4 ハイビジョン放送の受信が可能なこと
---	--

## デジタル複写機

### 【主設備】

専用電子計算機( 専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。 )により発信される制御指令信号に基づき画像情報をデジタル信号に変換し、色の濃度補正 1、縦横独立変倍 2又は画像記憶 3を行う機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのもの	デジタル複写機 1 複写濃度の調整を行う機能 2 縦横それぞれ倍率を設定することができる機能 ( 例えば、縦横異なる倍率の複写が可能 ) 3 一度に複数枚の異なる原稿を記憶することができるメモリ機能 ( 例えば、複数枚の原稿の画像情報を一旦蓄えたうえ、順に繰り返して出力することにより、ソータを用いることなく複数部の複写が可能 )
---	--

### 【同時設置専用設備】

自動原稿送り装置	ADF( Automatic Draft Feeder ) 等
排紙分類装置	ソーター、フィニッシャー 等
給紙装置	給紙トレイ、給紙カセット 等
プリンター	プリンター機能を付加する装置( プリンターコントローラ等 )
ファクシミリ	ファクシミリ機能を付加する装置( FAXユニット等 )

## ファクシミリ

### 【主設備】

送受信データを蓄積する機構及び普通紙に受信データを印刷する機構を有するものうち、最大伝送速度が毎秒28.8キロビット以上 のもの	ファクシミリ ファクシミリ搭載モデムが、ITU-T( 国際電気通信連合 )の規格に準拠した「スーパーG3」以上のものが該当。
--	---

### 【同時設置専用設備】

変復調装置	モデム
回線制御装置	回線増設ユニット・ボード
回線接続装置	LANボード、LANカード

## ICカード利用設備

### 【主設備】

ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもの	接触型ICカード、非接触型ICカード、非接触型ICタグ、パーソナルコンピュータ、サーバー、プログラマブルコントローラ
--------------------------------------	--

### 【同時設置専用設備】

ICカードリーダーライター	ICカード( RFIDを含む )とのデータの読み書きを行う装置
入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター、プロッター	入力用キーボード、タブレット、表示装置( ディスプレイ )、プリンター、プロッター

## ソフトウェア

税務会計上、自社利用ソフトウェアとして無形固定資産として計上されるもの全て。( 受託開発、パッケージソフトウェア、自社開発。ただし、複写して販売する原本、開発研究用を除く。 )

税制に関する  
お問い合わせ窓口

総務省情報通信政策局情報通信政策課

☎(03)-5253-5737 FAX(03)-5253-5740

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

☎(03)-5253-5853 FAX(03)-5253-5855